



平成 27 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ソ ケ ッ ツ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 兼 社 長 執 行 役 員 浦 部 浩 司
(コード番号：3634 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 兼 執 行 役 員 宮 木 公 平
(TEL. 03-5785-5518)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月22日開催の取締役会において、定款一部変更の件を平成27年6月22日開催予定の第15回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ① 連結子会社である株式会社T. C. FACTORYを平成27年10月1日を効力発生日として吸収合併する予定であります。そのため、株式会社T. C. FACTORYの事業目的を勘案し、当社の事業目的について、現行定款第2条の一部を変更するものであります。
- ② 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されることに伴い、現行定款第30条及び第41条の一部を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

定款の変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会 平成 27 年 6 月 22 日 (予定)
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 22 日 (予定)

以 上

【別紙】

(下線部は変更箇所を示しています)

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| <p>(目的)</p> <p>第2条</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 音楽映像等マルチメディア関連を含む情報処理サービス、情報提供サービス、情報の保管・管理に関するサービス、及びデータ通信サービス、ならびにこれらに関連する仲介業</p> <p>2. 特許権、工業所有権、著作権などの知的所有権の取得、売買、使用許諾、仲介に関する業務</p> <p>3. <u>音楽映像等マルチメディア関連のソフトウェア企画、開発、制作、販売、保守及び輸出入</u></p> <p>(新 設)</p> <p>4. <u>コンピュータのネットワークシステム及び情報通信システムの企画、設計、開発、販売、保守及びコンサルティング</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>5. <u>出版業</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>6. <u>投資業</u></p> <p>7. <u>前記各号に付帯関連する一切の業務</u></p> | <p>(目的)</p> <p>第2条</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 音楽映像等マルチメディア関連を含む情報処理サービス、情報提供サービス、情報の保管・管理に関するサービス、及びデータ通信サービス、ならびにこれらに関連する仲介業</p> <p>2. 特許権、工業所有権、著作権などの知的所有権の取得、売買、使用許諾、仲介に関する業務</p> <p>3. <u>音楽・映像関連ソフトウェア及びパッケージ作品の企画、制作、製造、販売、保守、賃貸、輸出入、卸業務及び放送・上映</u></p> <p>4. <u>音楽・映像関連ソフトウェアの原盤の企画、制作、賃貸、管理及び利用の開発</u></p> <p>5. <u>コンピュータのネットワークシステム及び情報通信システムの企画、設計、開発、販売、保守及びコンサルティング</u></p> <p>6. <u>広告代理業</u></p> <p>7. <u>マーケティングに関する企画、調査及びコンサルティング</u></p> <p>8. <u>出版業</u></p> <p>9. <u>スタジオ、貸ホール、プレイガイド、飲食業の経営及び経営コンサルティング</u></p> <p>10. <u>作詞家、作曲家、編曲家、演奏家、アーティスト、タレント、モデル、スポーツ選手のマネージメント及び肖像権管理</u></p> <p>11. <u>各種イベントの企画、制作、運営</u></p> <p>12. <u>通信販売業</u></p> <p>13. <u>投資業</u></p> <p>14. <u>前記各号に付帯関連する一切の業務</u></p> |
| <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第30条</p> <p>当社は、<u>社外取締役との間で、会社法第423条第</u></p> | <p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第30条</p> <p>当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取</u></p> |

| | |
|--|--|
| <p><u>1項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> | <p><u>締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> |
| <p>(社外監査役との責任限定契約) 第41条 当社は、<u>社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> | <p>(監査役との責任限定契約) 第41条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> |

以上